

平成 30 年 7 月 1 日

福井県テニス協会  
会長 安間保行



第 73 回 福井しあわせ元気国体福井県テニス代表選手の選出について(成年女子)

盛夏の候、貴台におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また平素より本協会に対し、ご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

このたび、日本テニス協会ならびに日本スポーツ協会より、第 73 回国民体育大会（福井県）におけるトップアスリート参加資格措置対象者が発表されました。

それにもない、福井県テニス協会は下記の選手を第 73 回国民体育大会の福井県代表選手（テニス／成年女子）として選出したことをここに発表いたします。

記

- 1, 対象選手 林 恵里奈 (福井県スポーツ協会)
- 2, 対象大会 第 73 回国民体育大会 福井しあわせ元気国体  
テニス競技 成年女子 福井県代表選手として
- 3, 理由 第 73 回国民体育大会（福井県）におけるトップアスリート  
参加資格特例措置対象者であり、福井県テニス協会承認されたため。

以上



## トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

### 1. 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- 1) 大会開催の直前に開催されたオリンピック競技大会（冬季競技はオリンピック冬季競技大会）に参加した者。
- 2) 大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。
  - (1) JOC オリンピック強化指定選手
  - (2) 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
  - (3) 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

### 2. 特例の内容

#### 1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

#### 2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

##### (1) 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

1. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
2. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
3. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
4. 当該住居に主要な家財道具が存すること

- ② 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

## (2) 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- ② 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

## 3. 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③の通りとする。

## 4. 特例の適用に係る手続き

- 1) 正式競技実施中央競技団体は、当該大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）現在における「1. 特例の対象となる選手」の氏名等を別に定める様式により、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。
- 2) 公益財団法人日本スポーツ協会は、「国民体育大会参加申込システム」内にて、特例対象選手一覧を公表する。
- 3) 参加都道府県体育・スポーツ協会は本特例活用者を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

## 5. その他

本特例に定めのない事項については、必要に応じ国民体育大会委員会において協議するものとする。

## 附則

本特例は、平成23年12月15日に制定し、第67回本大会より施行する。

本特例は、平成26年5月15日に改定し、第69回本大会より施行する。

本特例は、平成29年6月16日に改定し、第73回より施行する。

本特例は、平成30年4月1日に改定し、同日より施行する。

## 国民体育大会予選会免除に関する要領

### 〈趣旨〉

我が国のスポーツレベルの向上と国際化に伴い、国内・国際大会が過密化し、各競技団体の主要大会と国体の開催時期が重なることが多くなり、トップアスリートが国民体育大会に参加しにくい状況となっている。

そこで、日本を代表するトップアスリートの参加を促進し、大会の一層の充実と活性化を図るため、各都道府県の代表選手選考において以下に定める要領により、予選会を免除することができることとする。

### 1. 免除対象競技

国体実施正式競技

### 2. 免除対象者

次の競技大会に参加する者は、都道府県代表選考のための予選会の出場を免除することができる。

ア オリンピック競技大会

イ アジア競技大会

ウ ユニバーシアード競技大会

エ 競技団体が指定する世界選手権大会等の国際競技大会

### 3. 免除対象大会及び免除対象者の決定

#### (1) 免除対象大会の決定及び都道府県への通知

① 国民体育大会は大会開催前年の10月、冬季大会は大会開催前年の7月に、本会より競技団体に対し免除対象大会の希望調査を行い、国民体育大会委員会にて審議・決定し、関係機関・団体へ通知する。

② 国体委員会にて決定した免除対象大会に参加する代表選手については、中央競技団体より傘下の都道府県競技団体に対し通知する。

③ 中央競技団体からの通知を受け、都道府県競技団体は都道府県（スポーツ）体育協会に報告する。

#### (2) 免除対象者の決定

各都道府県における具体的な免除対象者は、中央競技団体からの通知の後、当該都道府県競技団体等において協議し、決定する。

### 4. 免除内容

免除対象者については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができる。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

### 5. 都道府県代表選考方法の周知について

各競技種目・種別の都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県競技団体等で協議の上、周知徹底を図ることとする。

### 6. 適用時期

第62回国民体育大会より施行

### 附則

本要領は、平成30年4月1日に改定し、同日より施行する。